

## 宮城県日中友好協会賛助会員募集のご案内

宮城県日中友好協会は、1950年創立以来、各界各層の日中友好を願う人びととともに、両国の体制の相異をのりこえ、日中国交正常化と日中平和友好条約締結に協力して参りました。いまや日中友好は、新しい時代をむかえ、その意義はますます重いと考えております。

当協会は、更なる友好交流を目指し多くの方に賛助会員にご入会頂きたくご案内申し上げます。

### 記

#### ○期 間

2022年度（2022年7月～2023年6月）

#### ○賛助会員の資格

当協会の趣旨に賛同し、運営活動に協力をいただける  
個人や法人など

#### ○賛助会員の区分と年会費

個人会員／1口 10,000円

法人会員／1口 20,000円

#### ○協会会員の特典

協会誌「日本と中国」定期送付（毎月）

当協会主催のイベントへのご案内

宮城県版新春号の名刺広告掲載無料（法人会員限定）

#### ○入会方法

当協会あてご連絡ください。

所定の申し込み用紙と振り込み用紙を送付いたします。

### 宮城県日中友好協会規約抜粋

#### [ 名称 ]第1条

この会は、公益社団法人日本中国友好協会加盟宮城県日本中国友好協会(略称「宮城県日中友好協会」)と称し、事務所を仙台市におく。

[ 目的 ]第2条

この会は、日本中国両国民の相互理解と友好を深め、もって日本とアジアおよび世界の平和と繁栄に貢献することを目的とする。

[ 構成 ]第3条

この会は、宮城県下の市町村の地区日本中国友好協会（以下「地区協会」という）及び女性委員会、青年委員会、日中友好運動を活動の一部とする職種団体、および中国に関する同好会の団体並びにこの会の目的に賛同する個人をもって構成する。

この会は、全国連合組織である公益社団法人日本中国友好協会の構成員である。

[ 会員 ]第4条

1 第3条1項に規定する本会を構成する団体および個人を会員とする。

2 前項以外に、この会の目的に賛同する団体、法人またはこれらの代表者を賛助会員とする。

[ 事業 ]第5条

この会は、第2条の目的を達成するために、独自にもしくは、全国的連合組織である公益社団法人日本中国友好協会の構成員として、次の事業をおこなう。

- 1 この会を構成する団体の連携と発展に関すること。
- 2 中国事情と文化の研究および紹介に関すること。
- 3 日本事情と文化の中国への紹介に関すること。
- 4 政治、経済、文化、芸術、体育、学術、技術、および人事になど各分野にわたる交流の促進に関すること。
- 5 中国人留学生、華僑華人との提携。
- 6 その他目的達成に必要な事項。

2022年6月 吉日

宮城県日中友好協会  
会長 佐々木 謙

仙台市青葉区北山 2-5-1-103

E - メール jcfa-miyagi@rose.plala.or.jp